

農地法第 3 条の規定による許可申請書

申請日

令和 5 年 9 月 1 日

宮代町農業委員会会長 殿

売る人・貸す人について記入します。
※自署の場合押印省略可

買う人・借りる人について記入します。
※自署の場合押印省略可

当事者
<譲渡人>

住所 宮代町〇〇番地
氏名 〇〇 〇〇

<譲受人>

住所 宮代町××番地
氏名 ×× ××

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 5 年間)
移転 }

したいので、農地法第 3 条第 1 項に規定する許可を申請します。(該 該当する欄に○を付します。)

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	上段は譲渡人(売る人・貸す人)の情報、下段は譲受人(買う人・借りる人)について記入します。(二重線で囲っている部分に関しては、該当がある場合のみ記入してください。)				所	国籍等	在留資格 又は特別 永住者
譲渡人	〇〇 〇〇	40	農業	宮代町〇〇番地			
譲受人	×× ××	38	農業	宮代町××番地			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

今回の申請地について記入します。(二重線で囲っている部分に関しては、該当がある場合のみ記入してください。)					料 額)	所有者の氏名又は名称 (現所有者が登記簿と異なる場合)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 権利の種類 内容	権利者の氏名又は名称
宮代町字〇〇番 1	田	田	3,000	30,000))))
宮代町字〇〇番 2	田	田	2,500	25,000				

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

どのような契約を結び、農地をいつから使うかなどについて記入します。

令和 5 年 1 1 月 1 日より、5 年間の賃貸借契約を締結する。
なお、土地の引渡しも令和 5 年 1 1 月 1 日に行う。

(記載要領)

1. 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。
3. 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
4. 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
5. 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

(添付書類)

1. 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。第三十条第一号を除き、以下同じ)
2. 権利を取得しようとする者が法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び令第六条第一項第一号ロに規定する法人を除く。)である場合には、その定款又は寄附行為の写し
3. 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人(農事組合法人又は株式会社であるものに限る。)である場合には、その組員名簿又は株主名簿の写し
4. 権利を取得しようとする者が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号)第五条に規定する承認会社(以下「承認会社」という。)が構成員となっている農地所有適格法人である場合には、その構成員が承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し
5. 権利を取得しようとする者が令第二条第二項第三号に規定する法人である場合には、第十六条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し
6. 法第三条第三項の規定の適用を受けて同条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同条第三項第一号に規定する条件その他農地又は採草放牧地の適正な利用を確保するための条件が付されている契約書の写し
7. 権利を取得しようとする者が景観法(平成十六年法律第百十号)第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面
8. 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十八条第一項の規定の適用を受けて法第三条第一項の許可を受けようとする者にあつては、同法第十八条第一項第一号に規定する契約の契約書の写し
9. 前項ただし書の規定により連署しないで申請書を提出する場合には、同項各号のいずれかに該当することを証する書面
10. その他参考となるべき書類

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
		自作地	20,000	15,000	5,000	—	—
所有地	貸付地	5,000	5,000				
	所在・地番			登記	譲受人やその家族が現在所有している農地について記入します。 「農地面積」欄に全体面積を、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」欄に内訳の面積を記入します。 ※今回申請地は除く 自作地…譲受人やその家族が所有している農地のうち、きちんと自分たちで耕作している農地 貸付地…譲受人やその家族が所有している農地のうち、人に貸してその人がきちんと耕作している農地 非耕作地…譲受人やその家族が所有している農地のうち、耕作が行われている農地		
	非耕作地	—	—				

		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)	
		借入地	3,000	500	2,500	—	—
所有地以外の土地	貸付地	—	—				
	所在・地番			登記	譲受人の所有地以外の農地について記入します。 「農地面積」欄に全体面積を、「田」「畑」「樹園地」「採草放牧地」欄に内訳の面積を記入します。 ※今回申請地は除く 借入地…譲受人やその家族が人から借りている農地のうち、きちんと耕作している農地 貸付地…譲受人やその家族が人から借りている農地のうち、人に貸してその人がきちんと耕作している農地 ※農地法第3条第2項第6号括弧書きの農地（家族の死亡により、農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの）に限る。 非耕作地…譲受人やその家族が人から借りている農地のうち、耕作されていない農地		
	非耕作地	—	—				

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」の面積を記載してください。
 なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、譲受人の所有地以外の農地について記入します。
 ※農地法第3条第2項第6号括弧書きの農地（家族の死亡により、農地を一時的に貸している場合などで、転貸禁止の例外として農地法第3条の許可を受けているもの）に限る。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑		草地
	水稻	トマト	ナス	
作付(予定)作物	水稻	トマト	ナス	
権利取得後の面積(m ²)	21,000	2,500	5,000	

譲受人が経営している農地の作物別の作付面積を記入します。
 (所有地の自作地の作物別作付面積+所有地以外の土地の借入地の作物別作付面積+今回申請地の作物別作付予定面積)

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機	コンバイン		
	確保しているもの	所有 リース	30ps 1台	6条 2台	6条 1台	
導入予定のもの	所有 リース 〔資金繰りについて〕					

譲受人が今現在確保している、または今後導入予定の大農機具を記入します。
 1 段目：大農機具の種類を記入
 2 段目：既に確保している大農機具について記入
 3 段目：これから導入予定の大農機具について記入

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
 農作業暦 5年、農業技術修学暦一年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 2 (農作業経験の状況：20年以上の農作業経験あり(水稻))	譲受人が個人の場合は①に農作業歴を記入します。 ②には常時雇用されている労働人数(家族等)を記入します。 ③には臨時的に雇用をする場合、延べ人数を記入します。
	増員予定：なし(農作業経験の状況：)	
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： 0 (農作業経験の状況：)	
	増員予定：なし(農作業経験の状況：)	

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利平均距離又は時間

①、②の者とも住所地から徒歩で約15分

①～③で記入した労働者が、今回の申請地まで自宅から行くのにどのような交通手段でどれだけかかるかを記入します。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。)

記入不要

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利の種類 との関係 (本 世帯員)	備考欄	
×× ××	38	農業	本	譲受人とその世帯員の農作業への従事状況を記入してください。 ※農作業への従事日数が年間150日に達する方がいない場合で、その農作業に従事する方が、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は備考欄に「○」を記入してください。	
×× △△	37	農業	妹		100日
×× □□	40	会社員	夫		80日

(記載要領)

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

<農地法第3条第2項第5号関係>

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権限に基づいて、耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容= _____、裏作の作付内容= _____)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

該当がある場合チェックを付してください。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

賃貸借契約を締結する田はこれまでも水田として利用されており、契約締結後も同様に水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼすことはないと考えます。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

今回の申請地を譲受人が借り受けることにより、周辺の農地に支障が生じないかどうかを記入します。

II 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を現状に復して返還する。乙が現状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が現状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

7 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めへの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農地と協力して用水路等の管理に努めます。

農地を借りる本人やその家族が農作業を行わない場合、記入します。

<農地法第3条第3項第3号関係> (権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。)

記入不要

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Ⅰの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、Ⅰの記載事項全ての記載が不要です。

その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である¹⁾ (事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の権利) ²⁾ 該当箇所がある場合はチェックを付します。なお、チェックを付した場合は、申請書(別添)の「Ⅰ 一般申請記載事項」の欄の記入は不要です。

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市長村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Ⅰの1-2(効率要件)及び2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

地方公共団体(都道府県を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的とする社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 ³⁾ 該当箇所がある場合はチェックを付します。なお、チェックを付した場合は、申請書(別添)の「Ⅰ 一般申請記載事項」の1-2及び2の記入は不要です。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター、行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、Iの2(農地所有適格法人要件)以外の記載事項を記載してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業に行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

(事業・計画の内容)

申請地の地下1mに自己の住宅用の排水管を設置する計画。

耕作が行われていない〇月から〇月にかけて工事を行うため営農に支障はなく、また、排水も浄化槽処理後に排水管を通じて市の水管に接続するため、周辺の土地、作物、家畜等に被害を与えることもないと考えます。

なお、浄化槽の設置及び排水管の埋設について担当である〇〇市〇〇課と調整済です。

(1)~(3)の項目のいずれかにチェックを付した場合、記入します。
欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。